

研究者をめざす
**大 学 生
 フ ォ ー ラ ム**

[第4回]

**フランスの上院選挙制度と違憲審査制の現状
 —上院選挙2014、QPC 5周年**

京都大学大学院法学研究科法政理論専攻博士後期課程2年

奥 忠憲

法学セミナー

2015/07/no.726

1 | はじめに

現在、2014年9月から2015年6月までの予定でフランスのストラスブール大学に留学している。実際に現地で生活し、研究会等に参加することによって多くの有意義な刺激や経験を得た。本稿は、その中でも特に興味深いトピックである2014年9月の上院議員選挙の事例と2015年に実施から5周年を迎えた事後の違憲審査制であるQPC (Question prioritaire de constitutionnalité) に関する議論とを紹介し、それぞれに若干の考察を加えることにより、些かなりとも、フランスの上院議員選挙制度と違憲審査制の現状を認識する際の一助となり、日本の選挙制度と裁判制度に関する研究の参考になることを目的としている。

2 | 2014年9月28日の上院議員選挙と市民の関心

2014年の上院議員選挙では、前回よりも人口比例的に議席を配分したにも拘わらず、少数派であった右派政党が過半数の議席を獲得したこと、および、議席を有していなかった極右政党の国民戦線が新たに2議席を獲得したことが話題となった。

しかしながら、現地で生活する中では、市民が上院議員選挙に驚くほど関心を持っていないことを痛感した。たとえば、選挙日の前後数週間の間にメディアが報じたトップニュースは専らエールフランスのストライキであり、これに大半の紙幅が割かれた。また、留学先のバラン県も今回の選挙で改選の行なわれる選挙区ではあったが、大学の法学部と政治学部における公法学の授業でも一切話題に上ることはなく、選挙日の当日や翌日に前記の結果が多少報道されるまで、大半の学生がその存在を知らなかった。

上院議員選挙の制度の中に、こうした事態を招いた原因が2点ある。第1に、市民が有権者ではないという点を挙げることができる。すなわち、選挙が上下両院の議員と地方議會議員等による間接選挙に

て行なわれるため、市民が投票するわけではないのである。第2に、フランス全土で一斉に選挙を行なうわけではないという点を挙げることができる。すなわち、原則として、選挙区の名前をアルファベット順に並べ、人口の総和が全人口の半数を数えた区を基準として総和がより半数に近くなるように調整をしたうえで全選挙区を2つのブロックに分け、3年毎に各ブロックにて交互に選挙を行なうのである。したがって、毎回、全人口のほぼ半数が居住している選挙区においては選挙が行なわれないことになる。

こうした制度には、上院議員の地方代表性を保障し、上院議員選挙を市民の関心から切り離すために意図的に採用されている側面もある。すなわち、憲法1条は上院議員の地方代表性を要請しており、これに応えた制度設計をしなければならず、そのうえで、特にねじれ現象という二院制の弊害を最小限のものとするためには、国政における上院議員の行動を節度あるものとする必要がある。そのため、地方議会議員を中心とした選挙人団による間接選挙制を採用することで、上院議員の地方代表性の要請に応えると同時に、上院議員選挙を市民の関心から遠ざけ、上院議員が有している選挙に由来する民主的正統性を下院議員のそれと比べて相対的に低下させることにより、彼らの行動をより思慮深いものとしようとしているのである。

もっとも、こうした上院議員選挙に対する市民の関心の無さ、その制度的原因、および、こうした制度を採用している趣旨については、日本においても既に紹介されており（ソフィー・ボアロン〔新井誠訳〕「フランスの元老院——憲法伝統の改革」岡田信弘編『二院制の比較研究——英・仏・独・伊と日本の二院制』〔日本評論社、2014年〕31頁、新井誠「日本にとってのフランス両院制研究の意義——ボアロン論文に対するコメント」前掲書116頁）、事前に十分に想定していたものではあるが、それでもなお、現状はその想定を遥かに上回るものであった。

その一方で、憲法24条が下院と同じく上院にも法律の議決、内閣の活動のコントロール、および、公共政策の評価といった政治部門における重要な役割を求めていることを考慮すると、選挙を市民の関心から切り離すという仕方には、前記のような利点があるとはいえ、看過し難い問題もあるように思われる。実際にも、上院議員の任期を9年から6年に短縮した2003年の法改正に基づき、2011年の選挙以降は従来の3年毎に3分の1ずつの改選から3年毎に2分の1ずつの改選へと改められたことから、上院議員選挙のプレゼンスを高めようとする意図を看取できる。

本稿ではこうした選挙制度の是非を論じることはしないが、これを論じるときには、少なくともこうした市民の無関心な態度を考慮すべきであろう。

3 | 5周年を迎えたQPCに関する議論

各地で開催されている研究会等の学術行事に積極的に参加することにより、現在の憲法学界の動向を直に把握することができた。その一例として、実施から5周年を迎えたQPCに関する議論を紹介する。

フランス史上初の施行後の法律に対する違憲審査制であるQPCは2008年の憲法改正にて導入され、2010年から実施されている。したがって、2015年はその実施から5周年という節目の年にあたることから、憲法学界ではこの制度をその経過を踏まえて再検討しようとする機運が高まってきている。その一環として、2015年3月6日にモンペリエ大学にて「QPC 5周年：改革は達成されていないのか？」と題した研究会が、同年4月30日にリヨン大学にて「QPC 5周年：アクチュアルな論点」と題した研究会が開かれた。

そこでは、総論から各論まで、かつ、理論から実務までに関する非常に多岐にわたる問題が扱われたが、その中でも特に、モンペリエでの「QPCは民主主義を改善するものなのか？」と題したパリ第10大学教授ダンカン(Jean-Marie DENQUIN)の報告は、日本においても参照に倣するものであろう。この報告の背景には、QPCの導入以前からも支配的に存在している一般論として、違憲審査権行使することにより、公選職である議員が可決した法律を公選職ではない憲法裁判官が違憲とすることは民主主義に反するのではないかとする考えがあり、こうした

考えに基づくと、法律の施行後に議員等が関与せずに移送されるQPCに基づく違憲審査は、法律の公布前に議員等の政治職が主導して憲法院に付託する伝統的な違憲審査制に比べ、より深刻に民主主義に反するのではないかという問題意識がある。

ダンカン報告では、こうした意識を前提としているものの、それでもなお民主主義を改善し、促進するものとしてQPCを位置付けるべきではないかとしている。すなわち、伝統的な民主主義を、選挙の時点で選挙を通して表明された民意のみを民主的な正統性を有するものとして絶対視するものであると評価し、その一方で、市民社会の中には、選挙の時点では、または、選挙を通しては反映されない民意が存在しているとすることにより、こうした伝統的な考え方の欠陥を明らかにしている。そのうえで、実際には、市民が選挙を通しては国政に反映されなかつた民意をQPCを通して表明し、政治部門に再考を迫ることにより、より多様な民意を反映させることができるのであり、したがって、この点でQPCは伝統的な民主主義の欠陥を補完していると理解すべきとしているのである。

こうした理論は、政治部門と裁判部門とを対立関係ではなく対話すべき協働関係にあるとし、違憲審査制を民主主義のプロセスの一部であるとしている対話理論（日本における代表的な研究として、佐々木雅寿『対話的違憲審査の理論』〔三省堂、2013年〕）と基礎を同じくしている。

日本においても、たとえば裁判官が違憲判決を民主主義に反するものなのではないかと感じているということが元裁判官の回顧録等で度々指摘されているように、違憲審査が民主主義に反するのではないかという疑惑が根強く残っている。こうした中で違憲審査制を十分に機能させるためには、民主主義という概念の理解自体を改めて検討しなおす必要があるのではないか。この点で、ダンカン報告が扱ったようなQPCと民主主義とをめぐる議論は日本においても非常に意義のあるものであろう。

<業績一覧>

「上院議員選挙における選挙人、投票方法の適用基準、及び、立候補手続等に関する選挙法典の改正——上院議員選挙に関する2013年8月2日法律第2013-702号」日仏法学会28号（近刊）

（おく・ただのり）